

公安委員会	令和4年度国家公安委員会・警察庁	令和4年3月10日
説明資料No. 1	交通安全業務計画（案）について	交通 局

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。（同法第24条第3項）

2 令和4年度交通安全業務計画（案）について

令和3年度計画における構成を踏襲しつつ必要な時点修正を行った。
主な修正内容は以下の例のとおり。

- (1) 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を踏まえた記載の追加等
 - 第2章第1 3(1) 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備
 - 第2章第3 5(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等
- (2) 改正道路交通法施行規則の施行に伴う記載の追加等
 - 第2章第3 5(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等
- (3) 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策に関する記載の追加等
 - 第2章第1 3(2) 自転車通行空間の整備
 - 第2章第2 6(1) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進
 - 第2章第3 1(7) 自転車運転者講習制度の着実な運用
 - 第2章第4 1(5) 自転車の利用者による交通壟反に対する交通指導取締りの強化
- (4) 電動キックボード等の低速小型のモビリティに係る交通ルールの広報啓発活動に関する記載の追加
 - 第2章第2 13(3) 交通安全関係団体及び交通関連事業者との連携等
- (5) 改正道路交通法の施行に伴う記載の追加等
 - 第2章第3 1(4) 高齢運転者の交通事故防止対策の推進
- (6) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び交通指導取締り時の殉職・受傷事故防止対策の徹底についての記載の追加等
 - 第2章第4 1(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進

1 刑法等の一部を改正する法律案の概要

刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるなどするもの

2 整理等法案による警察庁所管法律の改正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案において、別添の警察庁所管法律の罰則や資格・許可に関する規定等について、懲役又は禁錮を拘禁刑に改めるとともに、所要の経過措置を整備

(1) 罰則を規定する法律の改正案の例

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

【現行】

（罰則）

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【改正案】

（罰則）

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(2) 資格・許可について規定する法律の改正案の例

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

【現行】

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三～七 （略）

【改正案】

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

一 （略）

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三～七 （略）

3 刑法等の一部を改正する法律案及び整理等法案の施行期日

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（侮辱罪関係については、公布の日から起算して20日を経過した日）

1 調査の目的・概要

治安に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、内閣府政府広報室において、次のとおり実施したもの。

- ・ 調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人
(うち有効回収数 1,790人：約59.7%)
- ・ 調査時期：令和3年12月16日(木)から令和4年1月23日(日)まで
- ・ 調査方法：郵送法[※]

〔※ 平成29年9月調査までは調査員による個別面接聴取法で実施しているため、過去の調査結果との単純比較は行わないこととされている。〕

2 主な調査結果

問1 現在の日本は、治安がよく、安全で安心して暮らせる国か

- ・ 85.1%が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答
- ・ 前回までの調査に引き続き、治安の現状に対する肯定的な回答が多い

問2 ここ10年で日本の治安はよくなったか

- ・ 44.0%が「よくなったと思う」又は「どちらかといえばよくなったと思う」と回答
- ・ 他方、依然として、54.5%が「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答

問4 被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等は何か(複数選択可)

- ・ 「特殊詐欺や悪質商法などの犯罪」が最多(52.6%)
- ・ 今回新設[※]した「不正アクセスやフィッシング詐欺などのサイバー犯罪」が2番目に多い(52.3%)

〔※ 従来「インターネットを利用した犯罪」とされていた選択肢が、3分割されたもの。〕
→ ・「不正アクセスやフィッシング詐欺などのサイバー犯罪」
・「政府や企業に対するサイバー攻撃による機密情報や個人情報の流出」
・「重要インフラ事業者などに対するサイバー攻撃によるシステム障害」

問6 警察に力を入れて取り締まってほしい犯罪等は何か(複数選択可)

- ・ 「悪質・危険な交通法令違反」が最多(59.9%。前回調査では5番目)

問7 犯罪の取締り以外に、警察が今後力を入れるべき活動は何か(複数選択可)

- ・ 「街頭や施設などの公共の場所における防犯カメラの設置に対する支援」が最多(51.6%。前回調査では2番目)

3 今後の予定

令和4年3月11日(金)に内閣府において公表

公安委員会	令和3年度監察の実施状況及び	令和4年3月10日
説明資料No. 4	令和4年度監察実施計画について	長官官房

1 令和3年度監察の実施状況

「災害に係る危機管理体制の点検及び構築の状況」について実施した。

(1) 実効性のある業務継続計画に向けた取組状況

- 各都道府県において想定される災害に応じた業務継続計画を策定し適宜見直しを図っているほか、個々の業務が停止した場合の社会的な影響等に配慮して非常時優先業務を選定している。
- 立地環境に適した代替施設を選定するとともに、立ち上げ訓練を実施するなど、代替施設が円滑に機能するための取組を進めている。

(2) 各種被災に備えた施設管理等に向けた取組状況

- 警察施設の耐震性能や浸水想定に基づき、必要な耐震改修・浸水対策や移転等の取組を進めるとともに、食料、水や燃料等、警察活動を維持するために必要な備蓄物資の確保・定期的な更新に努めている。
- 非常用電源設備の上層階への設置や下層階に設置されている非常用電源設備の上層階への移動、土のうや止水板の配備等を進めている。

(3) 災害発生時の対処能力の向上に向けた取組状況

- 管内実態を踏まえた災害警備計画を策定し、訓練等を通じて修正を図っているほか、飛沫感染等の感染予防対策を講じている。
- 一部の県において、救出救助技能を競うレスキュー大会を開催するなどして、実働部隊の対処能力向上に取り組んでいる。

※ 一部の県において、自治体によるハザードマップ見直し時の積極的な関与、民間事業者が保有する資機材を災害時に活用するための協定締結の推進など、自治体や民間事業者との更なる連携の強化について指導した。

(4) 災害発生時における必要な交通機能の確保に向けた取組状況

- 想定される災害に備えた交通規制計画を策定し、必要に応じて適宜見直しを行っている。
- 可搬式発動発電機を使用した滅灯信号機の復旧訓練を実施するなどして、信号機の滅灯対策を適切に講じている。

2 令和4年度監察実施計画

- 監察の種類
業務監察
- 監察の実施項目
 - ・ 被害者の心情に配慮した適切な性犯罪捜査の推進状況
 - ・ 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応状況
- 監察対象部署
全ての都道府県警察
- 監察の時期
通年

公安委員会 説明資料No. 5	令和3年における少年非行、児童虐待 及び子供の性被害の状況について	令和4年3月10日 生活安全局
--------------------	--------------------------------------	--------------------

1 少年非行の状況等

(1) 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員は減少し、前年に引き続き戦後最少を更新
- 包括罪種別では、知能犯及び風俗犯が増加
- 特別法犯少年の検挙人員は、大麻事犯が平成29年と比較して3.3倍に増加

(2) 当面の対策

- 特殊詐欺に加担する少年や大麻乱用少年の非行集団等の実態把握と取締りの推進
- 特殊詐欺加担・大麻乱用の防止のための関係機関等と連携した広報啓発活動の推進

2 児童虐待の状況等

(1) 児童虐待の状況

- 通告児童数は108,059人で一貫して増加傾向にあるが、増加率は令和2年に鈍化し、令和3年は更に鈍化
- 児童虐待事件の検挙件数は2,174件でほぼ一貫して増加傾向

(2) 当面の対策

- 児童相談所等関係機関との連携の更なる徹底・強化
- 全国統一の児童虐待危険度判定チェック票の運用等による的確な事案対処

3 子供の性被害の状況等

(1) 子供の性被害の状況

- 児童買春事犯等は検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも減少傾向にあるが、児童ポルノ事犯はいずれも増加傾向
- SNSに起因する事犯の被害児童数は1,812人で高い水準で推移

(2) 当面の対策

- 児童や誘引者に対するSNSを活用した広報啓発活動の推進
- SNS事業者団体に対して自主的な取組を支援
- 関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進

(注)「少年」とは20歳未満の者、「児童」及び「子供」とは18歳未満の者をいう。